

○ 放置違反金等の未納者に対する車検拒否制度の運用について

(令和5年1月12日付け香交指第2号)

放置違反金等の未納者に対する車検拒否制度の運用については、「放置違反金等の未納者に対する車検拒否制度の運用について」(令和4年1月12日付け香交指第6号)(以下「旧通達」という。)により実施してきたところであるが、本年1月からの電子化された自動車検査証(以下「電子車検証」という。)の交付開始に伴い、その一部を見直して下記のとおり運用することとするので、関係職員に周知徹底し、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 法的根拠(放置違反金等の納付等を証する書面の提示)

道路交通法(以下「法」という。)

法第51条の7 自動車検査証の返付(道路運送車両法第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。))又は総合特別区域法(平成23年法律第81号)第22条の2第3項の規定による自動車検査証の返付をいう。以下この条において同じ。)を受けようとする者は、その自動車(道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車をいう。)が最後に同法第60条第1項若しくは第71条第4項の規定による自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に第51条の4第13項の規定による督促(当該自動車が原因となった納付命令(同条第16項の規定により取り消されたものを除く。)に係るものに限る。)を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならない。

2項 国土交通大臣等は、前項の規定により同項の書面を提示しなければならないこととされる者(前条第2項前段の通知に係る者に限る。)による当該書面の提示がないときは、自動車検査証の返付をしないものとする。

2 車検拒否制度の運用の全体像

(1) 国土交通省又は軽自動車検査協会(以下「国土交通省等」という。)に対する通知

警察庁は、放置駐車違反管理システムを介して都道府県警察から報告を受けた放置違反金等の督促等に係る事項に基づき、法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象者(車)に関する事項を情報通信回線を通じて国土交通省等に通知する。また通知に係る自動車使用者について、放置違反金納付命令が取り消された場合及び放置違反金の滞納が解消された場合も同様に国土交通省等に通知する。

これらの通知を受けた国土交通省等においては、継続検査又は構造等変更検査(以下「継続検査等」という。)を行う際に当該事務を担当する国土交通省の運輸支局等又は軽自動車検査協会の事務所(以下「車検場」という。)の職員が自動車検査・登録業務用の情報通信システムを介して警察庁からの通知事項を参照し、自動車検査証の返付の可否を判断することとなる。

(2) 放置違反金滞納情報照会への対応要領

車検拒否制度を円滑に運用するためには、自動車使用者に対して当該自動車について自動車検査証の返付拒否の対象となるか否か等を確実に周知させることが重要である。このため、弁明通知、放置違反金納付命令及び督促の各機会をとらえて、放置違反金等を納付しない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となる旨を教示することとしているが、これらの措置に加え、自動車使用者本人又はその代理人から、特定の自動車及びその使用者が法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か等の照会(以下「放置違反金滞納情報照会」という。)がなされた場合は下記3(1)により

対応すること。

また、多数の継続検査等の受検手続が自動車整備事業者によって代行されており、同項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車について、そのことを知らない自動車整備事業者が当該自動車の継続検査等の受検手続を代行した場合における自動車使用者との間のトラブル等を防止する必要があることを踏まえ、自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、下記3(2)の方法により対応すること。

(3) 自動車使用者等に対する納付書の再発行

車検拒否制度の効果的な運用を図る上では、継続検査等を受検しようとする自動車使用者等による放置違反金等の納付が簡便に行われるようにする必要がある。そのためには、できるだけ多くの機会に放置違反金等の納付書の発行を受けられるようにすることが重要である。このため、納付書については、放置違反金納付命令書及び督促状の送達時に発行するほか、納付書を紛失した者や自動車使用者に代わって放置違反金等を納付しようとする者等のために下記3により再発行すること。

(4) 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

都道府県公安委員会から放置違反金等の督促を受けた自動車使用者は、法第51条の7第1項の規定により、継続検査等に際して、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされている。このため、領収証書等又は納付・徴収済確認書を下記4により、交付すること。

(5) 車検場における対応

車検場においては、上記(1)により自動車検査証の返付拒否の対象として通知されている自動車に係る受検申請者については、上記(4)の書面の提示を確認し、確認されれば新たな有効期間が記入された自動車検査証が返付(更新)される。

これに対して、当該書面の提示がないときは、法第51条の7第2項の規定により、自動車検査証の返付が拒否されることとなる。具体的には、新たな有効期間が記入された自動車検査証ではなく、受検申請者から提出された自動車検査証がそのまま更新されずに返付され、これとあわせて、行政手続法(平成5年法律第88号)第8条第1項の規定により、上記の処分の理由を記載した書面が受検申請者に交付される。

その際、当該書面とは別に、車検拒否制度の概要、今後自動車使用者等が執るべき措置等を説明するため、警察庁及び都道府県警察の連名で「放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ」(別添1)を受検申請者に配付することにより、車検場での混乱防止を図っている。

(6) 電子車検証の対応

電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、インターネット接続による通信環境において、国土交通省が提供する「車検証閲覧アプリ」で電子車検証のICタグを読み取ることにより車検証情報を確認することができるほか、当該車両が自動車検査証の返付拒否の対象となる可能性がある場合には、その旨を表示する機能を有することから、同アプリを確認した者からの問合せ等に対応する必要がある。

3 放置違反金滞納情報照会への対応

放置違反金滞納情報照会に対しては、以下の(1)及び(2)のとおり対応すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項についても回答すること。

(1) 自動車使用者本人又はその代理人からの照会への対応

ア 受付窓口

交通指導課駐車対策係及び全警察署交通課で照会を受け付けること。

なお、電話、ファックス等（交通指導課駐車対策係を除く。）による照会は受け付けないこと。

イ 照会

「放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）」（別添2）により、照会させること。その際、必要な本人確認を行い、照会者が代理人の場合は併せて委任状の提示を求めること。

ウ 回答

放置駐車違反管理システムの**警察庁照会・登録**→■納付済照会→標章番号等から照会し、以下の(ア)又は(イ)により回答すること。

(ア) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

「放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）」（別添3）に必要事項を記載して交付すること。

(イ) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を口頭で回答すること。

(2) 自動車整備事業者からの照会への対応

継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、警察庁が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）に委託して、自動車整備事業者がインターネットにより日整連のホームページを経由して、照会しようとする自動車の番号標の番号を入力・送信すれば、これを自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車の番号標の番号の下一桁を消去したものと照合することにより、当該自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があるか否かを回答する制度（以下「インターネット照会制度」という。）を構築している。

しかし、インターネット照会制度による照会の結果、自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることが判明した自動車について、より詳細な情報提供を求めるための照会やインターネット照会制度を利用しない自動車整備事業者からの照会には次のとおり適切に対応すること。

なお、自動車整備事業者に係る放置違反金滞納情報照会制度については、「放置違反金滞納情報照会制度の全体像」（別添4）を参照すること。

ア ファックスによる照会

事前に、各自動車整備振興会が自動車整備事業者の整備事業場名、代表者氏名、所在地、認証番号、電話番号及びファックス番号が記載されたリストを交通指導課駐車対策係に提出し、当該リストに掲載された自動車整備事業者が「放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書」（別添5）を交通指導課駐車対策係が指定した番号に送信することにより照会するので、同意書欄に自動車使用者による記名があることを確認し、放置駐車違反管理システムの**警察庁照会・登録**→■納付済照会→標章番号等から照会し、以下の(ア)又は(イ)により、可能な限り迅速に回答すること。

なお、同意書兼放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）の原本は、自動車整備事業者において3年間保管されることとなる。

(ア) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場

合

「放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）」（別添6）に必要事項を記載して照会者にファックス送信すること。

- (イ) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を電話で回答すること。

イ 警察署の窓口における照会

上記アのリストに掲載された自動車整備事業者が放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書を警察署の窓口に表示して行うので、全警察署で照会を受け付け、上記ア(ア)及び(イ)に準じて回答すること。

なお、放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書については、その写しを3年間保存すること。

4 放置違反金等の納付書の再発行

放置違反金等の納付書の再発行については、以下の(1)及び(2)により行うこと。

(1) 警察施設の窓口における再発行

納付書の再発行については、以下のア及びイにより行うこと。

ア 再発行場所

交通指導課駐車対策係及び全警察署とする。

イ 再発行手続

必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求め放置駐車違反管理システムの**督促通知登録**→■督促登録結果→標章番号等→登録結果表から、申請に係る納付書を再発行すること。

(2) 郵送による再発行

郵送による納付書の再発行については、以下のア及びイにより行うこと。

ア 再発行場所

交通指導課駐車対策係宛での郵送による再発行申請を受け付けること。

イ 再発行手続

上記(1)イに準じて再発行すること。

また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めること。なお、納付書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めても差し支えない。

5 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

法第51条の7第1項に規定する放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付については、以下の(1)及び(2)により行うこと。

(1) 領収証書等の交付

自動車の使用者が指定金融機関等の窓口で放置違反金等を納付した際、納付書に添付されている領収証書等が交付されるように措置し、当該領収証書等をもって放置違反金等を納付したことを証する書面とすること。

なお、領収証書等には、必ず、当該領収証書等に係る放置駐車違反の違反番号をあらかじめ記載しておくこと。

(2) 納付・徴収済確認書の交付

滞納処分により放置違反金等の全額を徴収した場合は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に「納付・徴収済確認書」（別添7）を交付すること。納付・徴収済確認書には必ず、警察署長又は交通指導課長の公印を押印すること。

これに加え、放置違反金等を納付した者が領収証書等を紛失した場合等には自動車使用者からの「納付・徴収済確認書交付申請書」(別添8)による申請に応じ、以下の(ア)及び(イ)により、納付・徴収済確認書を交付すること。

ア 警察施設の窓口における交付

納付・徴収済確認書の交付については、以下の(ア)及び(イ)により行うこと。

(ア) 交付場所

交通指導課駐車対策係及び全警察署で交付すること。

(イ) 交付手続

必要な本人確認を行い、交付申請者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求め放置駐車違反管理システムの**警察庁照会・登録**→■納付済照会→標章番号等から、申請に係る納付・徴収済確認書を交付すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書は交付しないこと。

イ 郵送による交付

(ア) 交付場所

交通指導課駐車対策係宛ての郵送による交付申請を受けること。

(イ) 交付手続

上記ア(イ)に準じて交付すること。

また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めること。なお、納付・徴収済確認書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めても差し支えない。

6 車検拒否制度に関する問い合わせ等への対応

上記3(2)アによる自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会及び自動車使用者、自動車整備事業者、車検場の職員等からの車検拒否制度に関する問い合わせに対しては、交通指導課駐車対策係に「車検拒否制度対応窓口」を設置しているので下記連絡先等を教示すること。

● 車検拒否制度対応窓口(平日執務時間帯のみ受付)

交通指導課駐車対策係(〒760-8579 香川県高松市番町四丁目1番10号)

車検拒否対応窓口専用電話 087-833-1010

車検拒否事前照会ファックス 087-833-1031

7 参考事項

(1) 警察庁発出文書関係

ア 制度関係

平成17年11月14日付け警察庁丁交指第181号、一般用として警察庁HPにも掲載済

イ 書式の一部変更(押印廃止)関係

令和4年12月23日付け通達(警察庁丁交指発第143号)及び事務連絡(車検拒否制度に係る照会対応の際の留意点について)

(2) 「登録自動車」車検場

ア 名称

四国運輸局香川運輸支局

イ 住所・連絡先

〒761-8023 高松市鬼無町佐藤20番地1 電話087-882-1355

(3) 「軽自動車」車検場

ア 名称

軽自動車検査協会香川主管事務所

イ 住所・連絡先

〒769-0103 高松市国分寺町福家甲1258番地18 電話087-870-6676

(別添 省略)